

入 札 公 告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

令和8年9月28日

福井市長 西 行 茂

記

1 一般競争入札（電子入札）に付する事項

- (1) 入札番号 2026090118
- (2) 業務名 令和8年度 福井市中央卸売市場 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務
- (3) 業務場所 福井市中央卸売市場
- (4) 業務概要 仕様書のとおり
- (5) 履行期間 契約日から令和9年3月31日まで
- (6) 設計額又は積算額 5,138,000 円（消費税及び地方消費税相当分を除く。）
- (7) 入札方式 条件付き一般競争入札（事後審査型）
- (8) 最低制限価格 最低制限価格を定めるので、最低制限価格より低い価格をもって申込みをした者については失格とする。
- (9) 業務提携 本業務においては、収集運搬業務及び処分業務を2者による業務提携により請け負うことを可能とする。その場合、いずれかの業者が代表者として入札を行うものとする。なお、代表者は、業務一式の金額（総額）を入札書に記載し、4に記載の内訳書を提出すること。
代表者は、下記(1)から(5)に該当する者と業務提携することはできない。また、業務提携により入札に参加する者は、同入札に係る単独での入札参加又は他の入札者の業務提携者としての請負をすることはできない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者【契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者】

(2) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号及び第2号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者【暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者】

(3) 福井市長の政治倫理に関する条例（平成17年福井市条例第21号）第21条及び福井市長の政治倫理に関する条例施行規則（平成17年福井市規則第83号）第23条の規定に該当する者【(1)市長、その配偶者若しくは市長の2親等以内の親族が役員をしている法

人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）、（２）市長が資本金、基本金その他これらに準ずるものの３分の１以上を出資している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）、（３）市長が顧問料等名目を問わず報酬を受領している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）、（４）市長がその経営方針に関与している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）】

（４）福井市議会議員政治倫理条例（平成１４年福井市条例第２１号）第４条の規定に該当する者【（１）議員、その配偶者、議員の２親等以内の親族若しくは議員の同居の親族が役員をしている企業等、（２）議員が資本金その他これに準ずるものの３分の１以上を出資している企業等、（３）議員がその経営方針に関与している企業等、（４）議員が顧問料等その名目を問わず報酬を受領している企業等】

（５）納期限の到来している税を完納していない者

2 入札に参加する者に必要な資格等

福井市競争入札参加資格者名簿に登録されている一般業務委託の登録部門	「産業廃棄物収集・運搬」又は「その他（廃棄物処理）」の部門
営業所の所在地区分	市内、準市内、県内又は県外業者として登録されている者
その他の条件	次に掲げる（４）の条件を満たすこと。ただし、業務提携により業務を請け負う場合、収集運搬業者は（１）の条件を、処分業者は（２）又は（３）の条件を満たすこと。 （１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）第１４条の４第１項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）を積み込む場所及び積み下ろす場所を含む区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長（廃棄物処理法施行令第２７条第１項に規定する市長））から受けている者であること。 （２）廃棄物処理法第１４条の４第６項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）を当該処分を行う区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長（廃棄物処理法施行令第２７条第１項に規定する市長））から受けている者であること。 （３）廃棄物処理法第１５条の４の４第１項に基づく無害化処理認定（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）を受けている者であること。 （４）廃棄物処理法第１５条の４の４第１項に基づく無害化処理認定（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）に「収集又は運搬の有無⑥・無」と記載された無害化処理認定を受けている者であること。 （５）（１）～（４）の確認のため、次に掲げる書類を資格確認申請書の提出期間内に契約課へ提出すること。単独で入札参加する場合

	はエの書類を、業務提携により入札参加する場合は、代表者はオの書類を提出するとともに、収集運搬業者はアの書類を、処分業者はイ又はウのいずれかの書類を提出すること。また、代表者と業務提携する者が、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、業務提携者に係るカ～サの書類をオの書類に添付するものとする。なお、業務提携者の提出資料は、代表者が取りまとめて提出するものとする。 ア 廃棄物を積み込む場所及び積み下ろす場所を含む区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長（廃棄物処理法施行令第27条第1項に規定する市長））が発行した特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）の写し イ 廃棄物の処分を行う区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長（廃棄物処理法施行令第27条第1項に規定する市長））が発行した特別管理産業廃棄物処分業許可証（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）の写し ウ 無害化処理認定証（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）の写し エ 「収集又は運搬の有無 ㊦・無」と記載された無害化処理認定証（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）の写し オ 業務提携届出書 カ 営業実績書 キ 使用印鑑届 ク 登記事項証明書の原本又は写し（提出以前3か月以内に発行されたもの） ケ 決算書の写し（直近1営業年度に係るもの） コ 税務署が発行した、納税証明書の原本又は写し（法人税及び消費税及地方消費税の記載のある「その3の3」又は「その3」）（提出以前3か月以内に発行されたもの） サ 福井市が発行した、直近2年分（令和7年度及び8年度）納税証明書の原本又は写し（提出以前3か月以内に発行されたもの）
--	--

3 入札参加資格の確認申請時の提出資料

開札の結果、第1順位の落札候補者となった者は、入札参加資格の確認申請時に、次の書類を提出すること。

(1) 入札参加資格確認申請書（電子入札システムにより提出すること。）

(2) 入札参加資格確認資料（電子入札システム、持参又は郵送のいずれかの方法により提出すること。）

・資本的関係又は人的関係に関する申告書

※業務提携を行う場合は、収集運搬業者及び処分業者分を代表者が取りまとめて提出すること。

・2のその他の条件に掲げる書類 ※該当する場合のみ提出すること。

(3) 入札参加資格確認資料の書類目録

※(2)に掲げる入札参加資格確認資料の全てを電子入札システムにより提出する場合は、省略できる。

4 内訳書の提出

落札者が業務提携を行う場合、落札者は収集運搬費及び処分費のそれぞれの入札金額を明らかにした内訳書を落札者決定通知日の午後5時までに福井市中央卸売市場に提出すること。

※電子入札システムにより入札書を提出する際には、システム上の内訳書の項目に『入札添付ファイル』の添付が必須となる。そのため、入札書を提出する際に、入札情報サービスシステムの「説明文書等、設計図書等」に掲載している『入札添付ファイル』をダウンロードの上、商号又は名称、代表者職氏名及び業務名を入力したファイルを添付すること。

5 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
仕様書等の閲覧	令和8年9月28日（月） 午後4時から 令和8年10月9日（金） 午後4時まで	電子閲覧とする。
仕様書等に関する質問の受付	令和8年10月7日（水） 午後5時まで	一般業務一般競争入札（事後審査型）公告共通事項3のとおり。
仕様書等に関する質問に対する回答の閲覧	令和8年10月9日（金） 午後4時まで	電子閲覧とする。
入札	令和8年10月13日（火） 午前8時30分から午後5時まで 令和8年10月14日（水） 午前8時30分から午後4時まで	一般業務一般競争入札（事後審査型）公告共通事項4のとおり。 ※入札添付ファイルを入札書と同時に提出すること（紙入札者を除く。）。
開札	令和8年10月15日（木） 午前9時06分 福井市役所別館中2階入札室	電子入札システムによる。
入札参加資格確認申請書	令和8年10月15日（木）	電子入札システムによる。

等の提出	午後 1 時から 令和 8 年10月16日（金） 午後 4 時まで	一般業務一般競争入札（事後審査型）公告共通事項 9 のとおり。
------	---	---------------------------------

6 入札保証金

免除する。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをし、かつ、入札参加資格があると認められた者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者と決定する。

8 仕様書等の閲覧

この業務の仕様書等は、入札情報サービスシステムにより提供する。5に掲げる仕様書等の閲覧期間内に同システムによる閲覧が確認できない場合は、入札を無効とする。なお、印刷された仕様書等の閲覧及び配布は行わない。

9 留意事項

- (1) 入札に参加する者は、公告から落札者決定の時まで、福井市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 一般業務一般競争入札（事後審査型）公告共通事項 7 及び福井市電子入札運用基準第 4 条第 3 項に該当する場合等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 落札者が契約までに入札に関する条件を満たさなくなったときは、当該落札者との契約の締結は行わない。
- (4) 落札者は、落札者決定日の翌日から起算して 5 日（福井市の休日を定める条例（平成元年福井市条例第48号）に定める市の休日を除く。）以内に、当該案件の契約を締結しなければならない。
- (5) 入札において、事故が起きた場合又は不正な行為があると認めた場合は、入札を延期し、又は中止し、若しくは取りやめるときがある。
- (6) 入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) この業務の契約においては、契約書の作成を要する。
- (8) 契約保証金については、契約金額の 100 分の10以上の額を契約締結時に納付しなければならない。ただし、福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号）第 112 条の 2 の規定に基づく担保の提供があった場合、又は同規則第 113 条の規定に該当する場合は、納付を要しない。
- (9) 業務提携により業務を請け負う場合は、収集運搬業務及び処分業務についてそれぞれ契約を締結する。なお、この場合（4）及び（8）の事項はそれぞれの契約に適用する。
- (10) 提出された入札書については、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

10 その他

- (1) 入札に参加する者は、次の規則等を熟読の上、これらを遵守すること。

ア 福井市財務会計規則

イ 福井市条件付き一般競争入札実施要領
ウ 一般業務一般競争入札（事後審査型）公告共通事項
エ 福井市電子入札運用基準
オ 電子入札心得

- (2) (1)の規則等は、福井市ホームページ内「入札の広場」（下記URL）に掲載している。
<http://www.city.fukui.lg.jp/nyusatsu/keiyaku/kyoutu/kisokumain.html>
- (3) 入札参加資格確認資料の様式は、福井市ホームページ内「入札の広場」の「様式ダウンロード」（下記URL）に掲載しているので、ダウンロードの上、使用すること。
<http://www.city.fukui.lg.jp/nyusatsu/syosiki/syosiki-download.html>
- (4) 最低制限価格の設定範囲
設計金額の78パーセントから82パーセントまでの範囲内

11 問合せ先

- (1) 入札手続に関すること（入札担当課）。
〒910-8511 福井県福井市大手3丁目10番1号
福井市契約課
電話番号：0776-20-5277
FAX番号：0776-20-5734
- (2) 業務の内容及び契約に関すること。
福井市中央卸売市場
電話番号：0776-53-0001